から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くろまぐろ（小型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第1号関係）

4,015.8トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	84.7
青森県	335.3
岩手県	106.8
宮城県	62.9
秋田県	51.1
山形県	8.8
福島県	30.0
茨城県	43.3
千葉県	98.7
東京都	10.9
神奈川県	56.7
新潟県	119.2
富山県	123.9
石川県	111.9
福井県	54.8
静岡県	52.8
愛知県	1.0
三重県	65.3

から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くろまぐろ（小型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

4,015.8トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	84.7
青森県	335.3
岩手県	106.8
宮城県	64.0
秋田県	51.1
山形県	8.8
福島県	30.0
茨城県	43.3
千葉県	98.7
東京都	10.9
神奈川県	56.7
新潟県	119.2
富山県	123.9
石川県	111.9
福井県	54.8
静岡県	52.8
愛知県	1.0
三重県	65.3
京都府	58.1
大阪府	1.0
兵庫県	25.8
和歌山県	53.7
鳥取県	23.8
島根県	122.4
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	99.9
徳島県	41.7
香川県	1.0
愛媛県	30.3
高知県	100.2
福岡県	17.3
佐賀県	22.0
長崎県	901.9
熊本県	33.8
大分県	21.0
宮崎県	21.3
鹿児島県	52.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	855.2

京都府 58.1
大阪府 1.0
兵庫県 25.8
和歌山県 53.7
鳥取県 23.8
島根県 122.4
岡山県 1.0
広島県 1.0
山口県 99.9
徳島県 41.7
香川県 1.0
愛媛県 30.3
高知県 100.2
福岡県 17.3
佐賀県 22.0
長崎県 901.9
熊本県 33.8
大分県 21.0
宮崎県 21.3
鹿児島県 52.3
沖縄県 0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	884.1